

日立闘争神奈川支援共闘会議

日立争議を支援する神奈川の会

日立神奈川争議団

の解散にあたって

2014年7月22日

日立闘争神奈川支援共闘会議

事務局長 豊田 治彦

日立争議を支援する神奈川の会

事務局長 小林佐武郎

日立神奈川争議団

団 長 小島 泰義

日立闘争神奈川支援共闘会議は本日事務局会議を開き解散の確認を行いました。また日立争議を支援する会神奈川の会も同日解散をします。

支援組織の解散が確認できたことから日立神奈川争議団も本日付で解散します。

日立製作所内の争議は92年10月にそれまであった争議に新たに1都3県で4つの差別争議が始まり8争議となりました。

当初、日立の8争議団は87年に終結していた日立争議団共闘会議を92年11月に再開しましたが、日立争議は生まれも育ちも違う争議が一緒に解決できるのかと言った意見もあり、それぞれが独自に闘っていました。

その後日立8争議団は日立争議団共闘会議の中で、半世紀にもわたって争議が闘われてきた中で日立に勝利するためには意見の相異を克服し個別に争議を解決するのではなく争議の全面一括解決を目指す方針を96年4月28日に決定しました。

そして全面一括解決を勝ち取るために都県毎に支援組織を結成することを決め、その支援組織の代表で中央連絡会を結成することを決めました。

神奈川ではこの決定に先立ち、県内の3争議がまとまり、96年1月24日日立神奈川争議団を結成し、3月に支援組織の結成のために日立闘争神奈川支

援共闘準備会を結成しました。そして翌97年11月25日、争議の運動と解決に責任を持つ日立闘争神奈川支援共闘会議が結成されました。

ところが97年7月、東京の賃金差別争議、中研差別争議に中央労働委員会から和解勧告が出されると中研賃金差別争議団が日立8争議団で決めた全面一括解決方針を踏みにじり、中研差別争議の先行解決を言い出しました。

また全労連が結成され10年が経過したことから労働運動は全労連主導で指導する、大企業争議の解決は全労連が行なっていくなどと言いだしました。

また一部弁護士・争議団・労組役員の東京中心主義も加わって日立争議に介入を始めました。

各都県の支援組織による中央連絡会結成に向けての話し合いは98年2月から12月まで6回行なわれました。神奈川は、各都県の支援組織が対等平等の立場で組織作りを行なうことを主張したのに対し、東京の争議団や支援組織が全労連を中心に据えた組織作りを強硬に主張し、神奈川の支援共闘を排除する動きが強まり話し合いが頓挫しました。

その後は東京の争議団が中心になり、中研差別争議団や東京の支援組織が東京中心主義や権威主義をかざし神奈川を排除して1都2県の争議団で、日立争議支援中央連絡会を結成し、全労連がその中心に座りました。このことにより、日立8争議団内に不団結が生じました。

日立闘争神奈川支援共闘会議・神奈川の争議団は、全日立争議の統一にむけて、全労連との間で支援共闘問題での協議を重ねるなど努力してきました。

しかし全労連は、こうした経緯を無視して、神奈川を排除、神奈川が不参加のままに開催された会議で先行解決を決めました。

全労連は、日立神奈川を排除して一都二県の中央支援連を立ち上げ統一を放棄したのです。

神奈川労連は、これを受けて、全労連と一緒にやらないのであれば「是々非々支援」と、日立神奈川争議団と神奈川支援共闘を支援せず、批判・攻撃をおこない始めました。

また、弁護士は2000年5月に神奈川の賃金・昇格差別事件（日立神奈川争議団）が神奈川県労働委員会で全面勝利命令を勝ち取り、日立が中央労働委員会に地労委命令の取消し申立てを行なった際、それまで受任していた弁護士（自由法曹団所属）の山田弁護士、中込弁護士が東京と一緒に行かないことを理由に中労委での代理人（弁護士）を辞任してしまいました。

男女差別事件においても担当していた弁護士が神奈川の男女差別原告に対し東京の方針に従うよう神奈川の原告にせまり代理人継続できないとか裁判は勝てないなどと脅し原告らが望んでいる裁判闘争の継続の妨害をしました。

このような深刻な事態の中、日本共産党は日立神奈川争議に対し日立闘争神奈川支援共闘、日立神奈川争議団が行う運動に不当に介入を行い組織排除まで行なってきました。

このような中、日立闘争神奈川支援共闘会議は「自主的主体的に闘う」という神奈川の反合権利闘争の教訓を受け継ぎ粘り強く運動を展開し2002年7月29日、株式会社日立製作所と日立神奈川争議団及び日立闘争神奈川支援共闘会議との間の紛争解決に関する和解協定書、一都二県の解決水準を上回る内容の締結を行い、11年11ヶ月に及んだ闘争に終止符が打たれ、日立神奈川争議は全面解決をしました。

日本共産党は日立神奈川争議団の自主的運動に対し、指導に従わないとして、闘争中から介入を行い争議運動に対し攻撃を行ってきました。

日立神奈川争議団が神奈川の反合権利闘争の伝統と闘いを学び継承し闘って勝利したことから、日本共産党は争議解決後も不当な介入を継続し、日立神奈川争議解決報告集会に対し参加拒否や組織内に対し「参加は適切ではない」との指示文書を出して妨害したり、争議解決交渉の終盤に脱落した宮崎を支援し擁護、絶賛するなどし、争議団佐藤明と日立闘争神奈川支援共闘会議代表委員池田實氏を除籍処分しました。

また日本共産党は中村をつかって解決金の配分を求める裁判を起こさせ、争議団が自主的に決めるべき解決金の配分と使途について「解決金は闘争資金として残すな」「他の争議に解決金を貸してはならない」「全労連と一緒にやるべき」、「神奈川の支援共闘が牛耳っている」などの不当な言いがかりをつけ、裁判の場で金銭をめぐる争いに日立神奈川争議団を引き込み、神奈川争議団、支援共闘を攻撃し、神奈川の反合権利闘争の運動と組織を潰そうとしてきました。

自由法曹団神奈川の支部長（当時）である大川弁護士が中村の主任弁護士になり、中村が準備書面で「争議団の名称を残して今後の活動を推進することにより、被告の背後にあって県内の労働運動に対する独自の支配権を確立することに固執する神奈川争議団を支持する結果になることが原告として不本意だったから」と述べていることから明らかになっています。

そのような状況の中で佐藤団長が中村裁判の当初、団長辞任を言出したりし、裁判闘争勝利のために積極的に闘うのではなく、裁判を早く終わらせようと、日立神奈川争議団員に事実を知らせず、日本共産党や神奈川労連の介入問題をただしていこうという運動や裁判に勝つための積極的運動を行なわせないための方針を強引に押しつける非民主的団運営を行い、また争議解決金まで団に無断で使用する問題まで引き起こし、団内の団結を崩してしまいました。

争議団内に不団結が生まれそれが支援する会の役員の中にも波及し、運動や中村

裁判の関いの方針で不団結が生じました。

この佐藤団長の非民主的で強引な団運営の状況は神奈川の反合権利闘争の運動にも大きな影響を及ぼし、神奈川の反合権利闘争の運動に対する日本共産党の攻撃を手助けをする役割も果たしています。

佐藤団長は中村裁判での全面敗訴判決を勝手に確定させてしまい、またその後も横暴な団運営で正当な理由もなく会議召集権は団長にあるとして団会議も開催せず、支援する会事務局会議を開催しないまま強引に進め、支援する会事務局会議を開催する権限も自分にあるかのような横暴な対応をしてきました。

争議団員の小島、須崎、園田団員3名は佐藤団長の横暴な団運営をやめさせ、団結回復を求めましたが佐藤団長は団結回復のための努力を行うのではなく逆に争議団を解散させてしまおうと勝手に3名を権利停止処分や争議団の除名処分にしてしまいました。

この状況を憂慮した支援共闘豊田事務局長が佐藤団長と小島団事務局長と3名での話し合いを行ないましたが、佐藤団長は豊田事務局長の努力を無視しました。

また佐藤団長の争議団解散の策動に対して豊田事務局長が支援共闘会議が解散していない中で争議団を解散することについては認められないとの意見も無視し、争議団を解散したとする文書を勝手に支援者に郵送するなど許しがたい暴挙を行なってきました。

このような佐藤団長の横暴で非民主的団運営に対し小島、須崎、園田は日立神奈川争議団の解散を認めないで団を継承し、新たな団体制を確立しました。また佐藤の横暴で非民主的な団運営を糾弾するために小島、須崎、園田は、佐藤らが勝手に使用した解決金の返還を請求する裁判を起こしました（09年12月）。

佐藤は「解決金の使途については団則に基づいて多数決で決定している。」「多数決が民主主義だ」などと解決金を勝手に使用していたことを正当化していましたが、判決（横浜地裁 12年2月1日）は

（1）争議団としての配分決定方法について

ア 被告は、本件同意書において、「全員一致で」との文言が書き加えられたのは中村の要望であり、他の本件8名は全員一致を要求していなかったこと、争議団の団則では、討議を経ても一致が困難な場合は、団の総意を得るために多数決で決定することがある旨定められていることからすれば、本件解決金の配分及び処理についても、一致が困難な場合は多数決で決めることができる旨主張する。しかしながら、本件同意書では、第1文は「過半数による意思決定に従う」と記載しつつ、解決金の配分及び処理についてはそのような記載がされていないこと、被告自身、解決金について多数決と書かなかったのは、もともと解決金については、当事者全員の合意で決定するとい

う認識を持っていたからであると述べており、多数決で決めると確認し合ったことはない」と述べていること（被告本人・19頁）に照らせば、解決金の配分及び処理について多数決で決することができる」との被告の主張を、直ちに採用することはできない。」

として、多数決による解決金の配分決定について明確に否定し、原告（小島ら3名）に、合計589,542円に年5分の利息を付けて支払えとの判決を下しました。

日立闘争神奈川支援共闘会議は争議団の解散を認めていないで日立神奈川争議団を継承している小島、須崎、園田の日立神奈川争議団員3名と中村裁判の総括を行い、また日立争議解決後（03年12月発行総括集）でも当時の時代背景などから事実関係が十分に明らかに出来ない部分があり、追って明らかにしていくとしていた部分についての総括として第二次総括集で明らかにしました。（2011年12月）

総括集の発行で一応の総括も終わり日立闘争神奈川支援共闘会議としての役割が終わりとなることから解散に向けての準備に入りました。

その準備（支援共闘事務局会議）の中で支援共闘会議の加盟組織している日立争議の支援組織である日立争議を支援する神奈川の会に会費の残金があることが判明しました。支援共闘会議事務局会議に参加している支援する会事務局長の小林氏の合意を得て支援共闘会議の解散の為に日立争議を支援する神奈川の会の会費の残金を使用することを確認しました。しかし支援する会の残金は郵便貯金で保管されておりその印鑑を支援する会の元事務局次長の奥脇（元争議団員）の印鑑で登録されていたことから支援する会の小林事務局長から豊田支援共闘会議事務局長が、奥脇から残金受け渡しのための処理を一任されその対応を行いました。

ところが奥脇は元争議団の佐藤らと勝手に争議団を解散したとし、その時点で支援組織も解散しているなどと勝手に主張をしていたのに豊田事務局長が奥脇に請求すると残金を支援組織の解散の為に使用させないために残金の引渡しを拒否しました。奥脇は豊田事務局長の再三にわたる引渡し要求を無視したばかりか小林事務局長の意向を無視し、事務局次長の肩書きを語り元争議団員の浜永、原らと共謀し勝手に事務局会議と称して一部事務局員を招集して会議を開催し、会費の残金を勝手に使用するという暴挙を行なってしまいました。またこの会議を行なうに当り奥脇らの役職事務局を最後の会議では元事務局次長とし、他の役員も元を付け事務局会議も元事務局会議などと誤魔化してしまいました。小林事務局長の「支援する会は解散をしていない」との主張をも全く無視した行動を取っています。私達はこの様

な佐藤らを中心にした元争議団員の行いは反合権利闘争の闘いの中では到底許すことは出来ません。これらの行動については今後闘う仲間から批判を受けることだと思います。

日本共産党による神奈川の反合権利闘争潰しの攻撃に対し多くの活動家が日本共産党による大衆運動への不当な介入に不満を抱いていました。攻撃された争議団組織（大衆組織）は日本共産党員が多かったために、日本共産党の締め付けや民主集中を口実とした攻撃に正面から闘えずに不当な弾圧を許してしまい、運動を継続できなくなっており、神奈川の反合権利闘争運動の衰退が生じています。

日本共産党は“指導”を口実として、労働組合や各種民主団体の活動に介入し、“指導”に従わない党員や活動家を民主団体組織から排除し、民主団体組織を変節させる行為を続けています。

日本共産党のこうした“指導”に名を借りた民主団体組織や運動への介入により、自主的主体的な運動や組織が潰され、衰退しています。

私たち日立闘争神奈川支援共闘会議、日立闘争神奈川支援する会、日立神奈川争議団は、この度組織を解散しますが、日本共産党が行なった卑劣な民主団体組織への支配介入、分裂などの事実を健全な民主運動の発展のため、今後広く明らかにし、自主的主体的民衆運動を前進させるために微力を尽くす決意です。

以上